

株式分割に関する基準日設定公告

2020年12月16日

株主各位

東京都品川区西五反田二丁目27番3号
トヨクモ株式会社
代表取締役社長 山本 裕次

当社は、2020年11月13日開催の当社取締役会において、2021年1月1日(金)付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2020年12月31日(木)(実質的には2020年12月30日(水))と定めましたので、公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、2021年1月1日(金)付をもって、当社定款第6条を変更し、1,800万株増加して3,600万株といたします。

以上

お知らせならびにご注意

- 1.株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、2021年1月下旬にお届出ご住所にお送り申し上げる予定でございます。
- 2.2021年1月1日(金)(実質的には2021年1月4日(月))付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
- 3.住所変更、改姓名、単元未満株式の買取請求などの各種手続は、お取引口座のある証券会社等でお手続をお願いいたします。